

憲法第八十条第二項の解釈に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月十五日

前川清成

参議院議長江田五月殿

憲法第八十条第二項の解釈に関する質問主意書

小職は、平成二十一年四月二日提出の「弾劾手続き中の裁判官に対する給与支払いに関する質問主意書」（質問第一〇八号）において、憲法第八十条第二項を引用した上で、同条項が「逮捕、勾留等、裁判官本人の責めに帰すべき事由によつて職務を執ることができない期間においても、従前の給与全額を支払わなければならぬとの趣旨を含んでいると解釈しているか、否か」を質問している。

ところが、これに対する平成二十一年四月十日付けの答弁書（内閣参質一七一第一〇八号）は「当該裁判官が逮捕又は勾留されたことを理由として減額することはできないと解される」と答えているに過ぎず、憲法第八十条第二項の解釈について答弁がない。

そこで、再度、次の通り質問する。

一 下山芳晴判事はストーカー行為、一木泰造判事は痴漢行為によつて逮捕、勾留され、その結果、裁判官としての職務に従事することが物理的に不可能になつたにもかかわらず、その後も、下山芳晴判事においては弾劾裁判所において罷免判決を受ける日まで、一木泰造判事は同人の任期が満了する日まで給与や、賞与の支払いを受け続けた。

このように両名が裁判官としての職務に従事することができない期間においても、従前同様に給与や賞与を支払い続けた前提として、憲法第八十条第二項をどのように理解しているのか。

憲法第八十条第二項は、下級裁判所の裁判官に対し、専ら本人の責めに帰すべき事由によつて、裁判官としての職務に従事することができない期間であつても、従前同様に給与や賞与の支払いを受けることを保障していると解するからか。

二 憲法第八十条第二項は「下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。」と定めるが、ここにいう「相当額」とはいかなる趣旨か。

三 憲法第八十条第二項は「下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。」と定めるが、当該裁判官が、裁判官としての職務に一切従事していなかつたとしても、裁判官としての職務に従事していた期間と同額の報酬を支払うことが、ここにいう「相当額」か。

四 憲法第八十条第二項は「この報酬は、在任中、これを減額することができない。」と定めるが、この条文は一切の例外を許さない趣旨か。

右質問する。